

永平寺町消防団の組織及び服務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第10号

永平寺町消防団の組織及び服務等に関する規則(平成20年永平寺町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員のうち、大規模災害時活動支援員については、町長と団長があらかじめ協議し定めるものとする。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員のうち、大規模災害時活動支援員においてはこの限りでない。
別表第2中「45」を「142」に、「51」を「148」に、「239」を「336」に、「315」を「412」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。